

# 都市計画マスタープランの基本的事項

## 1. 都市計画マスタープランの基本的事項

### (1) 都市計画マスタープランとは

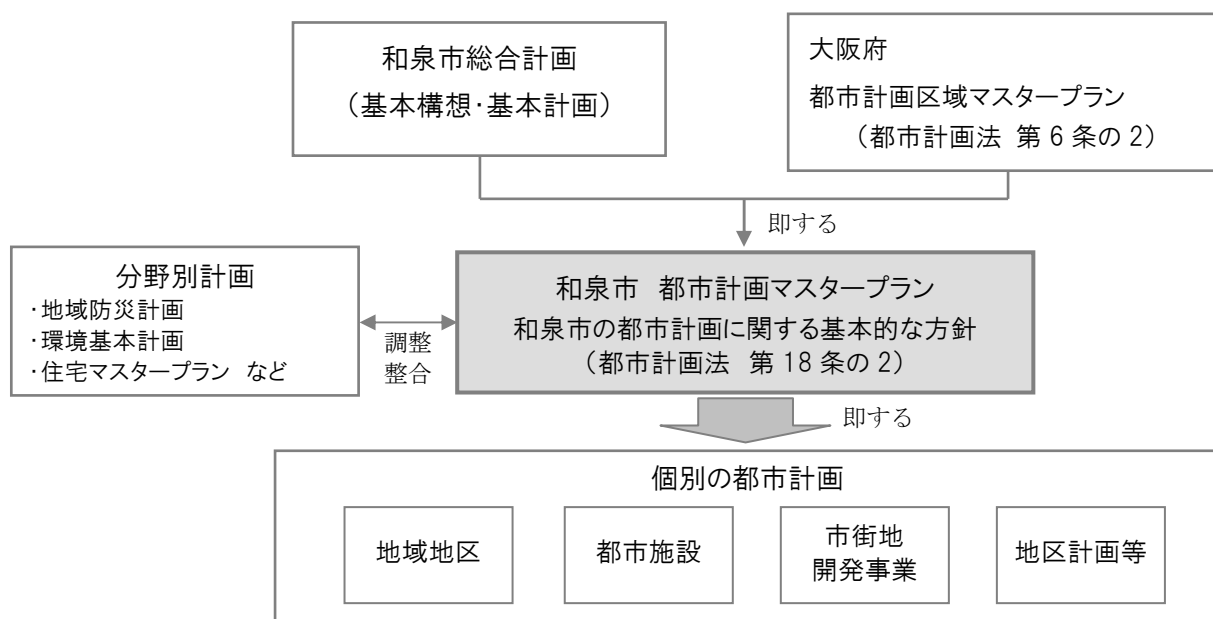
「都市計画マスタープラン（以下、都市マス）」とは、都市計画法に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。

和泉市の最上位計画である総合計画に基づき、より具体的な都市づくりの方針を定めるものが都市マスです。いわば、総合計画の空間計画版と言えます。

具体的な都市計画の決定や、土地利用、開発行為等の規制誘導、地域のまちづくりの推進などの取組みなどは、この都市マスに基づいて進められます。

### (2) 都市マスの位置づけ

都市マスの位置づけは下図の通りです。今回、平成 25～27 年度にかけて、和泉市の地域特性や住民意向の把握・分析を行った上で、上位計画や関連計画との整合を図りながら、和泉市の目指すべきまちづくりの方向性とその実現方策を示す計画として策定します。



都市計画マスタープランの位置づけ

#### 【参考：都市計画マスタープランとは】

都市計画マスタープラン（市町村マスタープラン）は、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映し、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の方針として定められることが望ましい。この際、土地利用、各種施設の整備の目標等に加え、生活像、産業構造、都市交通、自然的環境等に関する現況及び動向を勘案した将来ビジョンを明確化し、これを踏まえたものとするのが望ましい。（「第6版都市計画運用指針」より抜粋）

### (3) 都市マスの計画期間

都市マスは、おおむね 20 年先の都市の姿を見据えながら、今後の 10 年間で優先的に整備するものを整備の目標として示すことが望ましいとされています。

都市マスには、土地利用や都市基盤施設、地域のまちづくりの方針などを定めていますが、いずれも実現するには相当程度の時間を要するものばかりで、長期的な視点を持って継続的に取り組むことが求められます。このため、都市マスで示す都市づくり・まちづくりの方針は、10 年、20 年という長期的な視点を持つ必要があります。

### (4) 都市マスの計画範囲

都市マスは、都市計画区域を対象に策定するものですが、総合的な都市づくりの指針として、行政区画を対象に策定することも多くなっています。

このため、和泉市においても、計画範囲を全市として策定します。

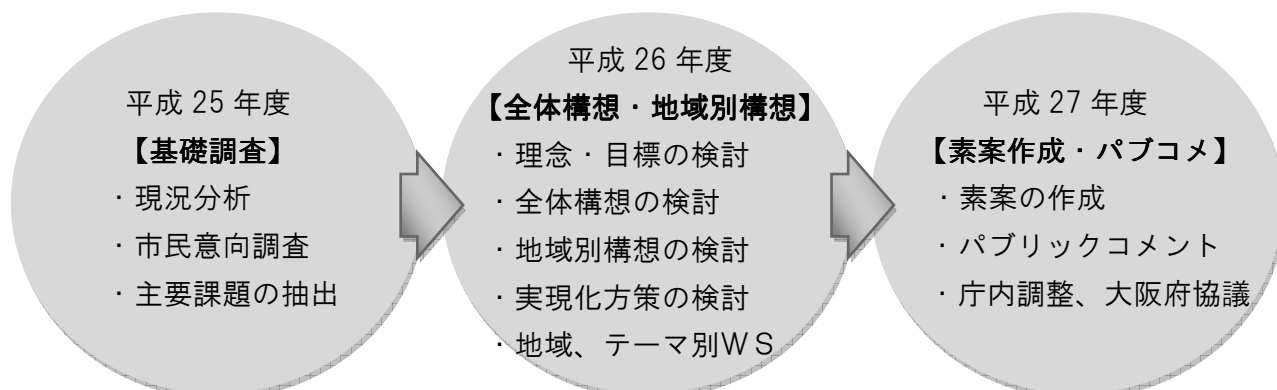
### (5) 都市マスの基本的な構成

基本的には現行マスタープランの構成を継承しつつ、これまでの取組み状況や都市を取り巻く環境の変化を踏まえて、今後の本市のまちづくりに必要な方向性等を示します。

<b>都市マスの構成（案）</b>	
<b>序章 基本的事項</b>	位置づけ、計画期間、対象区域など
<b>第1章 和泉市の現状と都市づくりの課題</b>	和泉市の現状、市民意向、都市づくりの課題
<b>全体構想</b>	
<b>第2章 都市づくりの目標</b>	都市づくりの理念、目標、都市の将来像、人口フレーム、将来の都市構造
<b>第3章 分野別方針</b>	土地利用方針、分野別方針（交通、公園緑地、下水道、河川、市街地整備、住宅、自然環境、都市防災、景観形成など）
<b>地域別構想</b>	
<b>第4章 地域別構想</b>	地域別の目標、地域別まちづくり構想
<b>第5章 実現化方策</b>	まちづくりの手法、手順、住民主体によるまちづくりの推進方針、まちづくりの計画推進体制、進行管理方策

## (6) 都市マシ見直しの進め方

平成 25 年度～27 年度にかけて見直しを進めます。平成 25 年度に基礎調査、平成 26 年度に全体構想、地域別構想等をひととおり作成し、平成 27 年度は各種の手続き（パブリックコメント、庁内調整、府協議、各種まちづくり計画との整合・調整等）を行いながら素案を策定します。



## (7) 検討体制

事務局	事務局（都市政策課）は、関係機関（委員会、庁内検討会、市民参加）との調整を行います。
策定委員会	和泉市都市計画マスタープラン策定委員会は、学識者、関係団体の代表、地元住民、市の職員等で構成されます。都市計画マスタープランの計画素案策定に関する事項について、調査及び検討を行います。 （平成 25 年度 2 回、平成 26 年度 4 回、平成 27 年度 2 回）
庁内検討会	庁内検討会では、都市マシ策定に関して、各課からの情報を集約・共有し、計画に必要となる事項等について意見交換を行い、委員会に提案します。 （関係課） 政策企画室、公民協働推進室、環境保全課、商工労働室、農林課、都市政策課、建築・開発指導室、建築住宅課、公園緑地課、道路河川室、土木維持管理室、下水道整備課、その他関係部課 （平成 25 年度 1 回、平成 26 年度 4 回、平成 27 年度 2 回）
市民参加	平成 25 年度 アンケート調査 平成 26 年度 市民参加型ワークショップ 平成 27 年度 原案に対するパブリックコメント等を実施します。